

判決年月日	平成28年3月2日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成27年(行ケ)10078号		

○ 「眼鏡レンズ加工装置」という名称の本願補正発明につき、引用発明において本願補正発明の構成を採用する動機付けを欠くと判断して、容易想到性を否定した事例

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2010-222883号(本願)，特開2006-123073号公報(引用例)，不服2014-14234号(不成立審決)

判 決 要 旨

1 発明の名称を「眼鏡レンズ加工装置」とする特許出願に係る拒絶査定不服審判請求について、審決は、本願補正発明は、引用例に記載された発明(以下「引用発明」という。)及び慣用技術ないし周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許出願の際独立して特許を受けることができないものである旨判断した。

2 これに対し、本判決は、以下のとおり、引用発明において本願補正発明の構成を採用する動機付けを欠くと判断して審決を取り消した。

(1) 本願補正発明と引用発明とは、本願補正発明は、加工具回転軸が1つであり、砥石と眼鏡レンズを1つの位置で当接させて粗加工を行うものであるのに対し、引用発明は、加工具回転軸が1対であり、1対の砥石と眼鏡レンズを2つの位置で当接させて粗加工を行うものである点において相違している(相違点1)。

(2) 引用例には、加工具回転軸を1つとするシングルス핀ドル方式についての記載はなく、示唆もされていない。加工具回転軸が複数あること自体に起因して何らかの問題が発生する、又は、加工具回転軸を1つとすることにより何らかの効果が期待できるなどといった、シングルス핀ドル方式を採用する動機付けにつながり得ることも何ら示されていない。

加えて、ダブルス핀ドル方式の眼鏡レンズ加工装置は、加工具回転軸を1つとするシングルス핀ドル方式の眼鏡レンズ加工装置に比して、機械剛性が高く、加工時間も短いという利点を有するものと推認することができるのに対し、本件証拠上、シングルス핀ドル方式の眼鏡レンズ加工装置がダブルス핀ドル方式の眼鏡レンズ加工装置に比して優位な点があることは、認めるに足りない。

したがって、当業者において、本願出願当時、引用発明に係る1対の加工具回転軸を備えたダブルス핀ドル方式の眼鏡レンズの製造装置につき、あえて加工具回転軸を1つとするシングルス핀ドル方式の構成を採用して相違点1に係る本願補正発明を構成することについては、動機付けを欠き、容易に想到し得ないというべきである。

(3) 相違点2は、相違点1に係る加工具回転軸の個数差を前提とするものということが

でき，相違点 1 に係る本願補正発明の構成が容易に想到し得ない以上，相違点 2 に係る本願補正発明の構成も容易に想到し得るものではない。